



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第 4 2 5 4 号 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
6 9 9	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
7 0 0	同	同
7 0 1	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課

徳島県告示第六百九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		名 称	四国日の出商事株式会社
所在地		所在地	徳島市国府町南岩延字西野 八九五番地一五
指定障害児通所支援事業を行う事業所		名 称	日の出タッチ国府教室
所在地		所在地	徳島市国府町南岩延字西野 八九八番地一一
サービスの種類	種類	種類	児童発達支援 放課後等デイ サービス
指定	年月日	年月日	平成二十九年 十二月一日

徳島県告示第七百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三。番地四 アーバンナカガワ。三号室	キッズサポートEve ry T	阿南市富岡町トノ町五一番地七	児童発達支援放課後等デイサービス	平成二十九年十二月一日

徳島県告示第七百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県土木整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
第千百九十五号	平成二十九年 十二月七日	三好市池田町シンマチ一五 七八番四及び一五七八番四 地先市有地	四・〇二	二五・〇七